

議案第 5 号

小城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

このことについて、小城市教育委員会会議規則（平成 21 年小城市教育委員会規則第 10 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 5 月 25 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

地方教育行政の組織および運営に関する法律の改正に伴い、小城市教育委員会会議規則の一部を改正する必要がある。

小城市教育委員会規則第 5 号

小城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

小城市教育委員会会議規則（平成 21 年教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 4 項及び第 16 条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

小城市教育委員会会議規則(平成21年小城市教育委員会規則第10号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（会議録） 第14条 略 2～3 略 4 前項の場合において、会議録に記載された事項に関して、委員が異議の申立てをしたときは、<u>委員長</u>は、会議に諮ってこれを採決しなければならない。 第15条 略 （その他） 第16条 この規則に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議に諮って定める。	（会議録） 第14条 略 2～3 略 4 前項の場合において、会議録に記載された事項に関して、委員が異議の申立てをしたときは、<u>教育長</u>は、会議に諮ってこれを採決しなければならない。 第15条 略 （その他） 第16条 この規則に定めるもののほか会議に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。